

ボーダーコントロールとハーグ条約

野口洋美

(国際離婚・女性ピアサポート NPO 法人 APJW 代表)

「どこに行くんだ?」「日本です」「何のために?」「家族に会いに」「父親は?」「仕事してます」「どこで?」「ええっと、どこだっけ。彼今出張中なんです」トロント国際空港にある米国入国管理局の係官は、母親のためらいを聞き逃しませんでした。「彼の Consent は?」「えっ?」「Consent レターは?」「コ、なに?」「ここからはもうシンドロモドロ。威圧的な態度で係官にたたみかけられた母親は、すっかり気が動転しています。

「あっちへ行って」と係官。ひとりで3歳と1歳の子どもを連れての里帰りは、それだけでもたいへんなのに、入国管理局で引き止められる、という思いもよらない出来事にうろたえる母親の気持ち、幼子を持ってひとりで一時帰国をした経験のある方なら想像がつくでしょう。

「時間がありません。飛行機が出ちゃいます」と必死に訴えても「父親と電話で話す必要がある。それまで出国はできない」の一点張り。「職場の電話番号は?」「だから彼は出張中だって言ってるじゃありませんか!」冷静ではいられない母親の態度が、状況をさらに悪いものにしたようです。結局、乗るはずだった飛行機が飛び立ってしまった後、つい3時間ほど前に着いたばかりの空港を背に自宅に戻るようになってしまいました。まだ携帯電話の普及していない1997年のことでした。

実はこの母親、18年前の私自身です。あれから長い月日が流れ、どんな質問に対しても「知らない」と答えることが少なくなった今の私にも、移住者の、特に母親の「痛み」や「挑み」が身にしみてわかるのは、私の知識がどれも失敗の上に重ねられたものだからなのでしょう。

親による我が子の誘拐?

前置きが長くなりましたが、今回は子どもを連れて単独で旅行する人々に対するボーダーコントロールと、親がもう一方の親の同意なくと共に国境を越えることを「誘拐」であると定義したハーグ条約との関わりについて考えてみたいと思います。

ボーダーコントロールとは、通常、国境で不正な輸出入を取り締まることを差しますが、国境を越える人々の取り締まりもそのひとつです。ハーグ条約の浸透により「親による我が子の誘拐」を危惧する出入国係官や航空会社の職員らの危機感は、疑いを受けた当人には納得しかねる対応として表れることもあるようです。

さて、一般にハーグ条約と呼ばれる国際条約は、正式名を「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」といい、日本では2014年4月に施行されました。しかしハーグ条約の日本国内での知名度は、今もたいへん低いようです。日本国籍を有する未成年者の大半は、日本人の両親と日本で暮らしているのですから、国境を越える子の移動に関する国際条約に無頓着なのは、無理もないのかもしれませんが。

一方、カナダに暮らす日本人にとっては、ハーグ条約との付き合いが日常であることも少なくありません。カナダ国籍を持つ男性との国際結婚によりカナダに移住し子育てをしている日本女性のみならず、カナダ在住のすべての日本人が、ひとりで我が子を持って里帰りするときは、もう一方の親の同意を得なければなりません。さらに、本紙5月号で紹介した「ハーグ条約を楯に、元妻が子供を連れて渡航することを阻む形で元妻にいやがらせをするカナダ人元夫たち」の例に見られるように、ハーグ条約とボーダーコントロールの問題は、カナダで国際離婚を経験した移住者女性の多くが抱える深刻な問題でもあります。もちろん空港で疑いの目を向けられるのは、母親だけではなくあります。例えば、こんなエピソードもあります。

生後3週間の末のお子さんを日本へ連れて帰ろうとした日本人男性が、カナダの空港で航空会社から「ハーグ条約により母親の

渡航同意書が必要ですよ」とクレームをつけられたというのです。この父親は、出産証明書、出生証明書を手し、カナダのパスポートを申請した後、日本総領事館にも便宜を図ってもらい「帰国のための渡航証明書」を受け取っています。そしてカナダのパスポートを取得してから、先に帰国していた奥様と上のお子さんたちに合流しようとしたのです。

このエピソードは、たいへん重要なものだと私は捉えています。ここには、ハーグ条約問題だけでなく父親と乳児の出国を疑問視するジェンダー・ステレオタイプが存在が伺われるからです。赤ちゃんを連れていたのが女性であったとしたら、航空会社社職員の態度は異なっていたかもしれませんね。

幸いにもこの方は事情を説明した後、無事出国できましたが、さぞかし不愉快な思いをなさったことでしょう。ハーグ条約に関するボーダーコントロールに詳しい総領事館が、「奥さんからもお手紙もらっていただきね」と具体的にアドバイスしてくださっていたら...と残念に思います。

トラブルを避けるために

では、空港でのトラブルを避けるにはどうしたらよいのでしょうか。カナダ政府は、未成年者の一人旅やどちらかの親(または保護者)が子を連れて海外に出かけるときは、本人(親)、子、そして子と旅行する者(もう一方の親)の住所氏名とパスポート番号、渡航先、滞在先住所、滞在期間等を明記した書類に署名した Consent レターを携帯するよう強く勧めています。また、子どもがひとりで渡航する場合は、両親の署名を必要とします。また、子どもが修学旅行などのグループ旅行に参加する場合も同じです。Consent レターの記入例は、カナダ政府のサイト

(<http://travel.gc.ca/travelling/children/consent-letter>) で入手できます。

繰り返します。未成年者がひとり海外旅行をする場合、両親が一人旅を許可している旨の手紙を持たせてあげてください。また、母親または父親のみが子どもと旅行をする場合、もう一方の親がその旅行に同意していることを示す手紙を用意してください。渡航理由、夫妻の国籍(双方共に日本国籍、国際結婚、他)、婚姻ステータス(結婚、別居、離婚、他)、カナダ滞在ステータス(永住者、就労者、短期滞在者、他)などに関わらず Consent レターを用意し出入国の際、求められればいつでも提示できるようにしておいてください。

ちなみに日本のパスポートで日本に入国する際に Consent レターの提示を求められたという話は、これまで一度も聞いたことがありません。また里帰りの際には、必ず父親からの手紙を携帯するという移住者女性たちも、実際にカナダの入国管理局でその提示を求められた経験を持つ人は少ないようです。しかし、万一求められたとき提示できなければ、不必要かつ不愉快な経験をする事になりかねません。つまり Consent レターさえあれば、どの国でどのような疑いをかけられたとしても安心だということなのです。

正確な情報を得るために

カナダで暮らしていると様々な場面で「なんで?」と感じることはめずらしくありませんよね。けれども、生活している国の制度を知ることとはとても大切です。正確な情報を持ってさえいれば、トラブルを避けることも出来ますし、万一不測の事態に陥ったとしても、落ち着いた対応ができるでしょう。

インターネットで手軽に情報が入手できるようになった昨今、初めてのことやよく知らないことに関する知識を得ることは、むずかしいことではなくなりました。しかし、インターネットで検索する場合、必ず政府機関などの正式なサイトを探し当てるのが重要です。個人の経験や又聞きにすぎない可能性のあるソーシャルメディア(ブログや、フェイスブックに代表される SNS[ソーシャル・ネットワーク・サービス])で得た情報を鵜呑みにすることだけは避けたいですね。子どもの渡航準備に限らず、自分が暮らしている国や地域の制度をきちんと調べ、正確な情報を得ることは、大人の責任、親の責任なのではないでしょうか。